



# みんなできつくり！

## 宮田村むらづくり基本条例

No. 9

発行：むらづくり基本条例策定委員会  
平成 27 年 4 月

### 「条文」化に向けた検討 加速！

第7回宮田村むらづくり基本条例策定委員会は3月18日に開催され、前回の委員会で課題となった項目について、各部会で協議してきた結果をもとに、条文（条例に掲載される箇条書きの文）の検討を行いました。

#### 特に協議した項目事項

① 条文中の「住民は：」、「村民は：」は、どちらを使用するか。

■ 「村民」を使用する。広い意味で解釈できる方が住民参画に繋がることから、「村民」の定義は行わない。

② 全体的に住民の努力規定が多いのではないかと？

■ 住民が積極的にむらづくり



第7回策定委員会の様子

に参加するという主旨を大事に、言い回しも含め条文検討を行う。

- ③ 「村長」行政「職員」行政運営「村政」「村」について整理が必要。
- 条例の中に定義を設け、「村」について定義する。

④ 「一村一校」や「食育」「うちの子よその子みやだの子」を盛り込むことにより宮田村らしい条例にしたい。

■ 「一村一校」など条例中にもどのような定義をしたらいいのか。法務的な観点も含めて大学で検討し条文化する。

⑤ 住民投票条例は必要か必要でないか。  
住民部会 ↓ いざというときに村を守る手段として住民投票条例を設置しておく。  
議会部会 ↓ 議会として間違った判断はしないつもりであるが、万が一の時のために

住民投票条例を設置しておく。  
行政部会 ↓ すでにある地方自治法上の住民投票で十分と思われる。小さな村で意見も言いやすいため不要ではないか。全国的に住民投票を実施していない状況を考えるとあえて住民投票条例はいらない。

■ 各部会の意見を受けて、住民投票条例を設置する条文と設置しない条文を作成し、再度協議することとする。

今回の策定委員会により94項目あったものを、似たような項目をまとめ、約50項目としました。今後、大学で条文の素案を作成し、4月30日の策定委員会において検討を進めていきます。

圖みらい創造課

☎ 85・3181